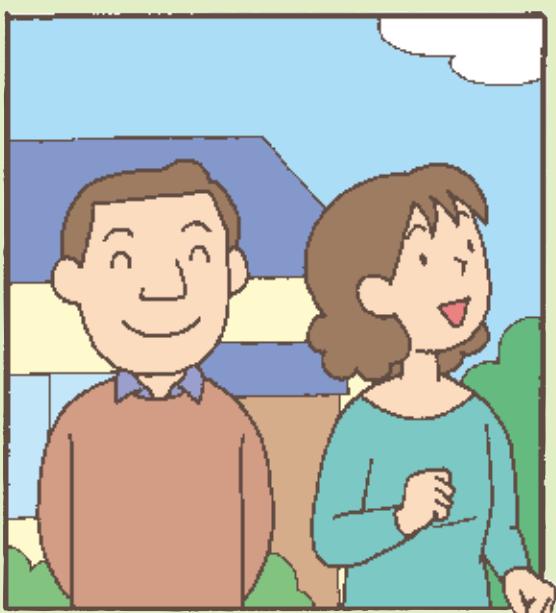
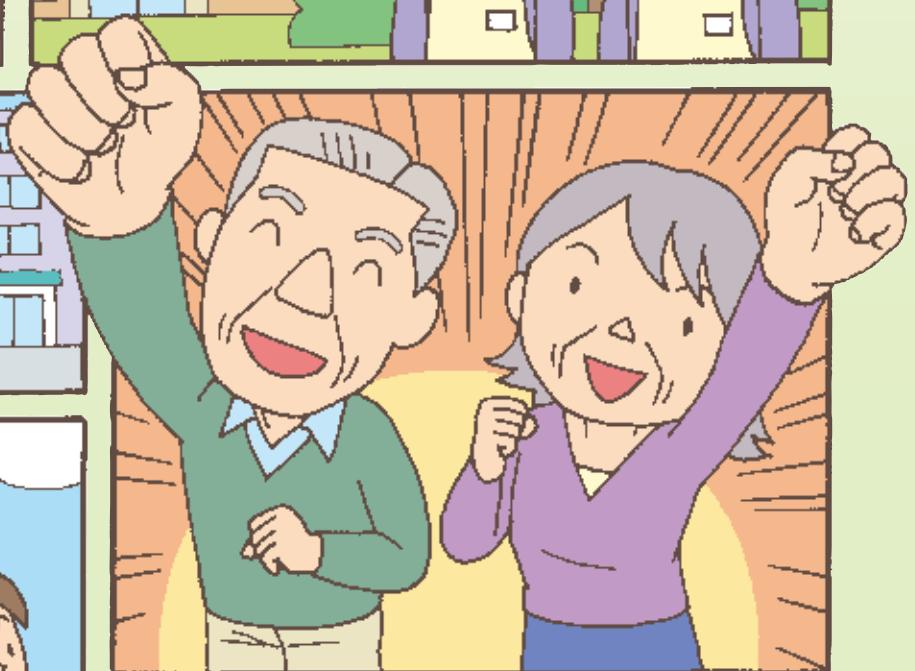


# あんしん 介護保険

くらしをささえる制度があります！



狭山市



# もくじ

\*掲載している内容については、今後見直される場合があります

介護保険のしくみ	4
介護保険のしくみについて知りましょう	
サービスの利用のしかた	6
サービスを利用するまでの手順	
ケアプラン	10
ケアプラン・介護予防ケアプランを作成します	
利用者の負担	12
サービスにかかった費用の一部を負担します	
介護サービス（要介護1～5）	14
介護保険で利用できるサービス 介護サービス（在宅サービス）	
施設サービス（要介護1～5）	18
介護保険で利用できるサービス 施設サービス	
介護予防サービス（要支援1・2）	20
介護保険で利用できるサービス 介護予防サービス	
地域密着型サービス	23
介護保険で利用できるサービス 地域密着型サービス	
生活環境を整えるサービス	26
介護保険で利用できるサービス 生活環境を整えるサービス	
介護予防・日常生活支援総合事業	28
介護予防・日常生活支援総合事業を利用していくまでも自立した生活を	
介護保険料	32
介護保険はみなさんが納める保険料を財源としています	
狭山市が行う助成制度など	35



## 令和7年度介護保険制度のおもな変更点

令和7年4月から

- 介護保険料の所得段階について、第1段階と第2段階、第4段階と第5段階を分ける基準となる金額が変わりました

令和7年8月から

- 介護老人保健施設、介護医療院で一部の多床室に室料負担が導入されます。そのため、一部で基準費用額が変わります
- 高額介護サービス費等と特定入所者介護（予防）サービス費の支給要件の一部が変わる予定です

# 介護保険はささえあいの制度です

## 介護保険のしくみについて知りましょう

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

### 介護保険に加入する人（被保険者）

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。



サービスの利用者負担分の支払い

要介護認定  
介護保険被保険者証の交付  
介護保険負担割合証の交付

要介護認定の申請  
介護保険料の納付

### 市区町村（保険者）

- 介護保険を運営します。
- 要介護認定を行います。
- 介護保険被保険者証を交付します。
- 介護保険負担割合証を交付します。
- サービスの確保・整備をします。

### 地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

介護報酬の支払い

サービスを提供

### サービス事業者

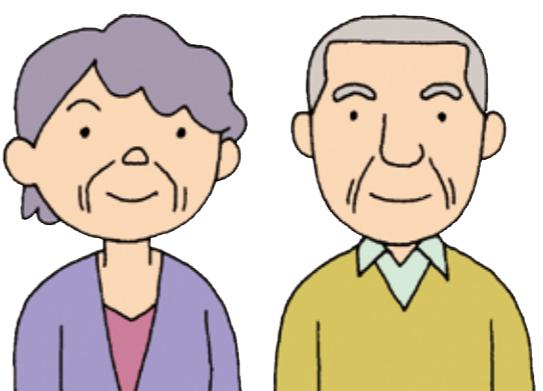
- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業などがサービスを提供します。



## 40歳以上の方が介護保険の被保険者になります

被保険者は年齢により2種類に分けられます。

### 65歳以上の人

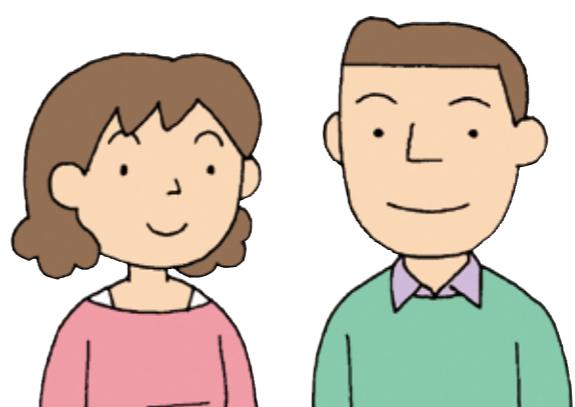


### → 第1号被保険者

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用します。

※65歳以上の人で、交通事故などの第三者による行為が原因で介護保険を利用する場合は、市区町村への届け出が必要です。示談前に市区町村の担当窓口へご連絡ください

### 40～64歳の人



### (医療保険に加入している人) → 第2号被保険者

第2号被保険者は、加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を引き起こす疾病（特定疾患）により介護や支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用します。

交通事故や転倒などが原因の場合、介護保険は利用できません。

### 特定疾患

- がん**  
（医師が一般に認められている医学的見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ**
- 筋萎縮性側索硬化症**
- 後縦靭帯骨化症**
- 骨折を伴う骨粗鬆症**
- 初老期における認知症**

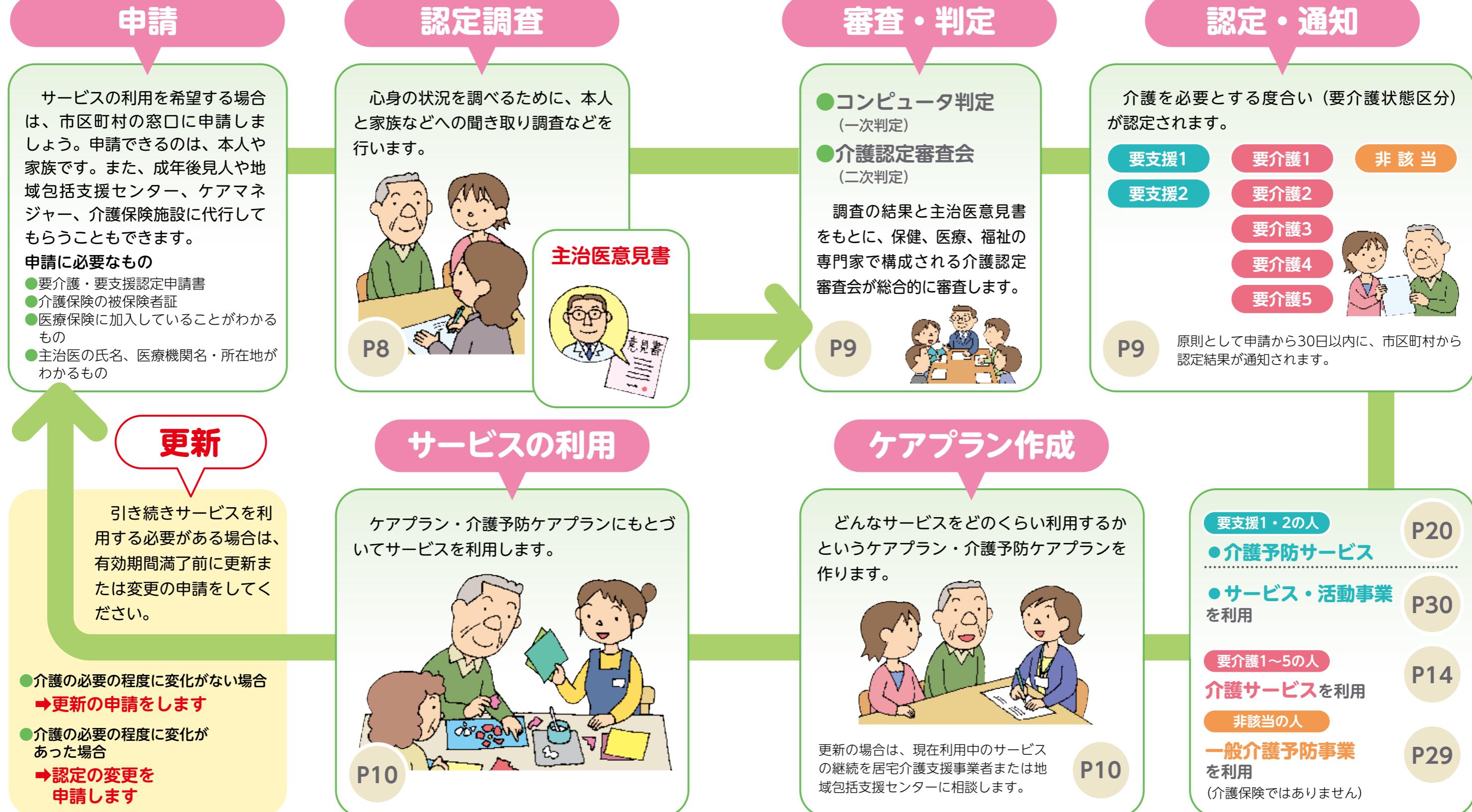
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病**
- 脊髄小脳変性症**
- 脊柱管狭窄症**
- 早老症**
- 多系統萎縮症**
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症**

- 脳血管疾患**
- 閉塞性動脈硬化症**
- 慢性閉塞性肺疾患**
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症**



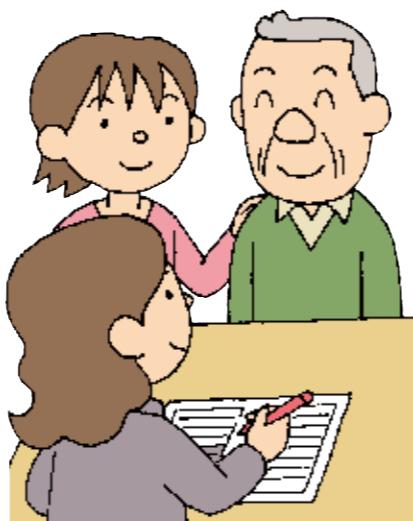
# サービスを利用するまでの手順

サービスを利用するためには、市区町村に申請して「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。サービスを利用するまでの手順は、以下のとおりです。



## 認定調査

### 介護が必要な状態かどうか 調査が行われます



#### ■認定調査

市区町村の職員などが自宅を訪問し、心身の状況について本人や家族から聞き取り調査などを行います。

#### このような調査項目があります

##### 【基本調査の概要】

- 麻痺等の有無
- 拘縮の有無
- 寝返り
- 起き上がり
- 座位保持
- 両足での立位保持
- 歩行
- 移乗
- 移動
- 立ち上がり
- 片足での立位
- 洗身
- えん下
- 食事摂取
- 排尿
- 排便
- 清潔
- 衣服着脱
- 薬の内服
- 金銭の管理
- 日常の意思決定
- 視力
- 聴力

##### 【概況調査】

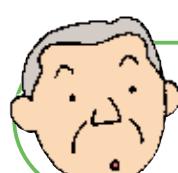
- 意思の伝達
- 記憶・理解
- ひどい物忘れ
- 大声を出す
- 過去14日間に受けた医療
- 日常生活自立度
- 外出頻度

##### 【特記事項】



#### ■主治医意見書

本人の主治医に、心身の状況についての意見書を作成してもらいます。意見書では、本人の生活機能を評価します。  
なお、市区町村が医療機関に意見書の提出を依頼します。



主治医とはどんなお医者さんのことですか。

こたえ 介護が必要な状態となった直接の原因である病気を治療している医師や、かかりつけの医師など本人の心身の状況をよく理解している医師のことです。主治医がない場合は、ご相談ください。

## 審査・判定

### どの程度介護が必要か審査・判定します

調査票の結果と主治医意見書をもとにコンピュータ判定（一次判定）され、その結果と特記事項、主治医意見書をもとに介護認定審査会が審査し、どのくらいの介護が必要かを判定（二次判定）します。

#### 一次判定 (コンピュータ判定)

公平な判定を行うため、訪問調査の結果は、コンピュータ処理されます。



#### 特記事項

訪問調査票では盛り込めない事項などについて、訪問調査員が記入します。



#### 主治医意見書

市区町村の依頼により、心身の状況について主治医が意見書を作成します。



#### 介護認定審査会が審査・判定 (二次判定)

#### ■要介護状態区分

##### 要支援1

ほぼ自立した生活ができるが、介護予防のための支援や改善が必要

##### 要支援2

日常生活に支援は必要だが、それによって介護予防できる可能性が高い

##### 要介護1

歩行などに不安定さがあり、日常生活に部分的な介護が必要

##### 要介護2

歩行などが不安定で、排せつや入浴などの一部または全部に介護が必要

##### 要介護3

歩行や排せつ、入浴、衣服の着脱などに、ほぼ全面的な介護が必要

##### 要介護4

日常生活全般に動作能力が低下しており、介護なしでの生活は困難

##### 要介護5

生活全般に介護が必要で、介護なしでは日常生活がほぼ不可能

##### 非該当

上記の要介護状態区分に該当しない

介護保険の介護予防サービス、  
市区町村が行う  
サービス・活動事業が  
利用できます

利用までの手続きは……… P10

利用できるサービスは……… P20

P30

介護保険の介護サービスが  
利用できます

利用までの手続きは……… P10

利用できるサービスは……… P14

※状態の説明は、あくまで目安です

# どんな介護や支援が必要か確認しましょう

## ケアプラン・介護予防 ケアプランを作成します

介護サービス・介護予防サービスとともに、個人の心身の状態に合わせたケアプラン・介護予防ケアプランを作り、それにもとづいてサービスを利用します。

ケアプラン、介護予防ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。



### ■居宅介護支援事業者とは

ケアマネジャーを配置している事業者です。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス提供機関と連絡・調整をします。

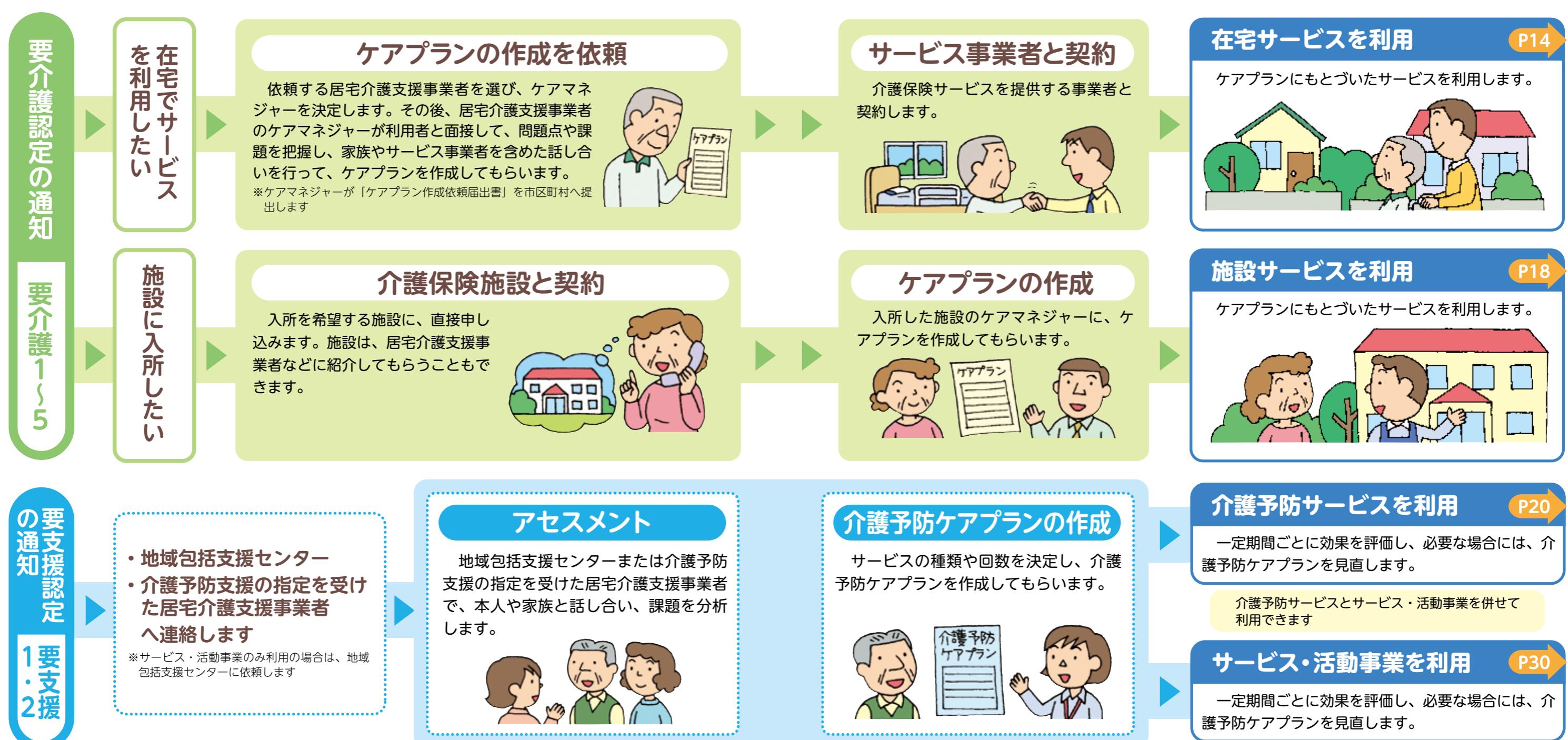
※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています



### ■ケアマネジャー(介護支援専門員)とは

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護保険サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。





# 介護保険がサービスの利用を支えます

## サービスにかかった費用の一部を負担します



ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、かかった費用の1割、2割、または3割をサービス事業者に支払います。

### 3割負担になる人

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人

### 2割負担になる人

本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の人

### 上記に該当しない人は、1割負担になります

#### 介護保険負担割合証で利用者負担の割合を確認しましょう

要介護（要支援）認定を受けた人などには、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます（適用期間は8月～翌年7月で毎年交付されます）。サービス利用時にサービス事業者に提示します。

### おもな在宅サービスの費用について

おもな在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割、2割、または3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

#### おもな在宅サービスの支給限度額（1か月）

要介護状態区分	支給限度額
事業対象者 P29	50,320円
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※上記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費などの地域差に応じて限度額の加算があります

#### 例 要介護1の人が、1か月180,000円分のサービスを利用した場合の利用者負担額（1割負担の場合）



## 介護保険を利用しやすくするために 利用者負担の軽減制度があります



### 1か月の利用者負担が上限額を超えたとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。申請する際は、市区町村に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

#### 利用者負担の上限額（1か月）

利用者負担段階区分	上限額（月額）
●課税所得690万円以上	世帯 140,100円
●課税所得380万円以上 690万円未満	世帯 93,000円
●課税所得145万円以上 380万円未満	世帯 44,400円
●一般（住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合）	世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等	世帯 24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下※の人 ●老齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円

※ 令和7年8月から 80万9千円以下に変わる予定です。

### 介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。介護保険と医療保険のそれぞれ月の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

#### 高額医療・高額介護合算制度の利用者負担限度額（年額／8月～翌年7月）

所得区分	70歳未満の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯
課税所得690万円以上	212万円	212万円
課税所得380万円以上	141万円	141万円
課税所得145万円以上	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者II	31万円	31万円
低所得者I*	19万円	19万円

※低所得者I区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合の負担限度額は31万円となります

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます

●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です

**要介護1～5の人が利用できるサービスです**



## 介護保険で利用できるサービス 介護サービス（在宅サービス）

在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。

### 自宅での生活の手助けをしてほしい

#### 訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの身体介護、調理・洗濯、掃除などの日常生活上の援助をします。通院などを目的とした乗降介助も行います。

##### ご注意ください！以下のサービスは介護保険の対象とはなりません

- 利用者以外の家族のための家事
  - ・利用者以外の家族のための洗濯、調理、布団干し
  - ・自家用車の洗車、掃除
  - ・来客の対応
  - ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除など
- 日常生活の家事の範囲を超えるもの
  - ・花木の水やり、草むしり
  - ・話し相手のみ、留守番
  - ・ペットの世話
  - ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスかけなど
  - ・金銭・貴重品の取り扱い
  - ・預金の引き出し、預け入れなど
  - リハビリや医療行為
  - 利用者本人が不在のとき

#### 訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車などで居宅を訪問し、入浴の介助をします。

##### ●利用者負担のめやす

1回	1,320円
----	--------



### 自宅でリハビリを受けたい

#### 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。



##### ●利用者負担のめやす

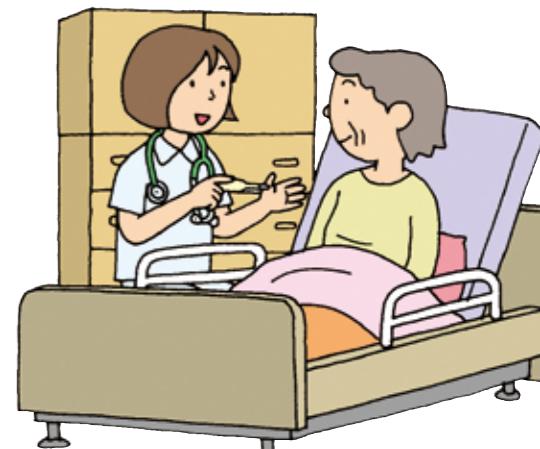
1回※	319円
-----	------

※20分間リハビリテーションを行った場合

### 自宅でお医者さんや看護師さんにアドバイスをもらいたい

#### 訪問看護

疾患などを抱えている人へ、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。



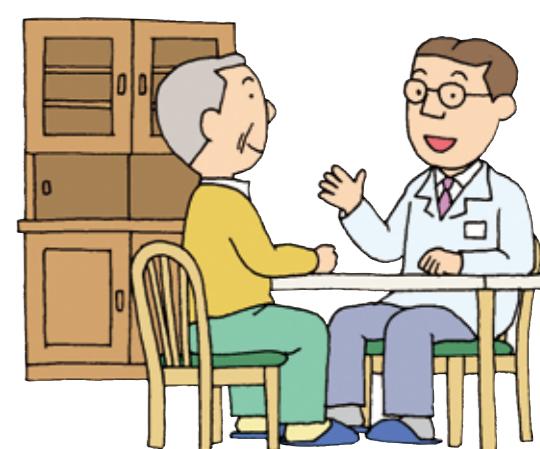
##### ●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションからの訪問の場合（30分未満）	491円
病院または診療所からの訪問の場合（30分未満）	416円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算されます  
※緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり

#### 居宅療養管理指導

通院が困難な人へ、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



##### ●利用者負担のめやす

医師が行う場合（月2回まで）	515円
薬局の薬剤師が行う場合（月4回まで）	518円

## 施設に行って支援やリハビリを受けたい

### 通所介護(デイサービス)

通所介護施設に通い、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす  
通常規模の事業所の場合〈7時間以上8時間未満の場合〉

要介護1	676円
要介護2	798円
要介護3	925円
要介護4	1,051円
要介護5	1,179円

※送迎を含む  
※個別の機能訓練を行った場合や入浴の加算あり。食費、日常生活費は別途必要になります

小規模の通所介護は地域密着型  
サービスから提供しています P25

### 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院などに通い、食事・入浴・排せつなどの介護や、生活機能向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす  
通常規模の事業所の場合〈7時間以上8時間未満の場合〉

要介護1	788円
要介護2	933円
要介護3	1,081円
要介護4	1,255円
要介護5	1,425円

※送迎を含む  
※食費、日常生活費は別途必要になります

## 一時的に施設に泊まりたい

### 短期入所生活介護(ショートステイ) 短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人福祉施設や介護老人保健施設などに短期間入所している人へ、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。ショートステイはあくまでも在宅生活を継続していくためのサービスです。



●利用者負担のめやす  
短期入所生活介護

介護老人福祉施設  
併設型・多床室の場合〈1日につき〉

要介護1	623円
要介護2	695円
要介護3	770円
要介護4	842円
要介護5	914円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります  
※ショートステイの利用日数は、認定の有効期間のおおむね半数です

短期入所療養介護  
介護老人保健施設  
多床室の場合〈1日につき〉

要介護1	853円
要介護2	904円
要介護3	970円
要介護4	1,024円
要介護5	1,081円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります  
※ショートステイの利用日数は、認定の有効期間のおおむね半数です

## 有料老人ホームなどに入所してサービスを受けたい

### 特定施設入居者生活介護

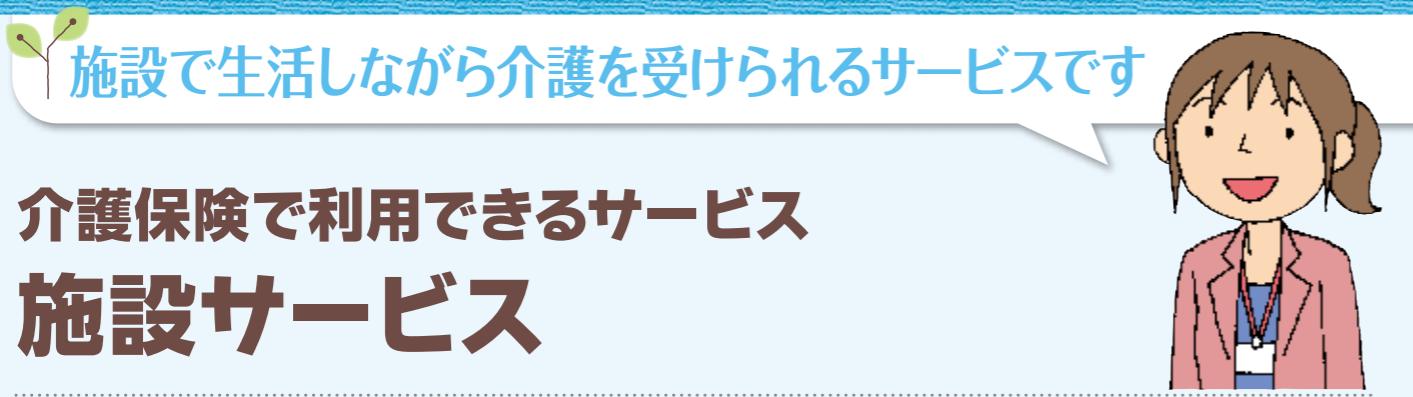
有料老人ホームなどに入居している人へ、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす〈1日につき〉

要介護1	557円
要介護2	626円
要介護3	698円
要介護4	764円
要介護5	835円

※食費、居住費、日常生活費は別途必要になります





## 介護保険で利用できるサービス 施設サービス

施設サービスは、介護が中心か治療が中心などによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行います。要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません（介護老人福祉施設は要介護1・2の人も原則として新規入所できません）。

### 施設サービスを利用したときの費用について

施設サービスを利用した場合、サービス費用の1割、2割、または3割に加えて、食費、居住費、日常生活費を施設に支払います。

**サービス費用の1割、  
2割、または3割** + **食 費** + **居住費** + **日常生活費**

■基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額（1日あたり）

利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額が定められています。

●居住費……ユニット型個室 2,066円、ユニット型個室的多床室 1,728円、  
従来型個室 1,728円（介護老人福祉施設、短期入所生活介護は 1,231円）、  
多床室 437円※（介護老人福祉施設、短期入所生活介護は 915円）  
●食 費……1,445円

※令和7年8月から 介護老人保健施設、介護医療院の室料負担のある多床室を利用した場合の基準費用額が697円になります（ショートステイ利用時も同様）。

### 低所得の人は食費と居住費が軽減されます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます（特定入所者介護（予防）サービス費）。

### ●負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額		
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス	
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	880円	550円	550円(380円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下※の人	880円	550円	550円(480円)	430円	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下※の人	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	650円	1,000円
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	1,360円	1,300円

※令和7年8月から 第2段階が「80万9千円以下」に、第3段階①が「80万9千円超120万円以下」に変わる予定です。

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、（ ）内の金額となります

●次の①②のいずれかに該当する場合、特定入所者介護（予防）サービス費の給付対象にはなりません

①住民税非課税世帯でも、世帯分離や別居などで住民票上の世帯が異なる配偶者（事実婚も含む）が住民税課税者である場合

②住民税非課税世帯でも、預貯金等が下記の金額を超える場合

・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円

・第2段階：預貯金等が単身 650万円、夫婦1,650万円

・第3段階①：預貯金等が単身 550万円、夫婦1,550万円

・第3段階②：預貯金等が単身 500万円、夫婦1,500万円

※第2号被保険者は利用者負担段階にかかわらず預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円

施設で生活しながらサービスを受けたい

## 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護を提供します。

### ●サービス費用（1割負担）のめやす（30日の場合）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	18,147円	18,147円	20,643円
要介護2	20,304円	20,304円	22,800円
要介護3	22,553円	22,553円	25,111円
要介護4	24,710円	24,710円	27,298円
要介護5	26,836円	26,836円	29,424円

●新規入所は、原則として要介護3以上の人方が対象です。

## 介護老人保健施設（老人保健施設）

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護を提供します。



### ●サービス費用（1割負担）のめやす（30日の場合）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	22,091円	24,433円	24,710円
要介護2	23,508円	25,973円	26,127円
要介護3	25,511円	27,976円	28,130円
要介護4	27,206円	29,609円	29,824円
要介護5	28,715円	31,180円	31,365円

## 介護医療院

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などを提供します。



### ●サービス費用（1割負担）のめやす（30日の場合）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	22,214円	25,665円	26,189円
要介護2	25,634円	29,054円	29,578円
要介護3	32,967円	36,418円	36,942円
要介護4	36,110円	39,530円	40,053円
要介護5	38,913円	42,364円	42,888円

※ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室によって一体的に構成される場所のことです

●従来型個室…ユニットを構成しない個室

●多床室…ユニットを構成しない相部屋

●ユニット型個室…壁が天井まであり、完全に仕切られているユニットを構成する個室

●ユニット型個室的多床室…壁が天井までなく、すき間があるユニットを構成する個室

要支援1・2の人が利用できるサービスです

## 介護保険で利用できるサービス 介護予防サービス

介護予防サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。

要支援1・2の人は介護予防・日常生活支援総合事業のサービス・活動事業も

くわしくはP30

### 自宅での生活の手助けをしてほしい

#### 介護予防訪問入浴介護

疾病などの特別な理由がある場合に、介護職員と看護職員が居宅を訪問し、入浴の介助をします。

- 利用者負担のめやす

1回 892円



### 自宅でリハビリを受けたい

#### 介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、介護予防を目的としたリハビリテーションを行います。

- 利用者負担のめやす

1回\* 308円



\*20分間リハビリテーションを行った場合

自宅でお医者さんや看護師さんにアドバイスをもらいたい

#### 介護予防訪問看護

疾患などを抱えている人へ、看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

- 利用者負担のめやす

訪問看護ステーションからの訪問の場合（30分未満）	470円
---------------------------	------

病院または診療所からの訪問の場合（30分未満）	398円
-------------------------	------

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算されます

※緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり

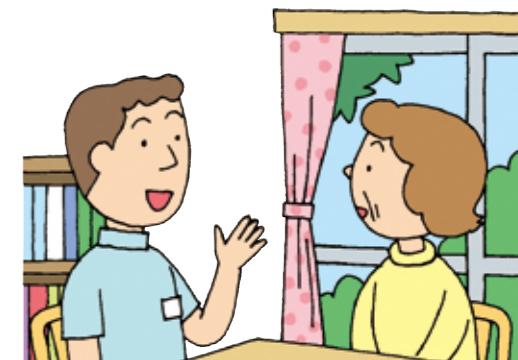


#### 介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な人へ、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。

- 利用者負担のめやす

医師が行う場合（月2回まで）	515円
----------------	------



### 施設に行って支援やリハビリを受けたい

#### 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、リハビリテーションを日帰りで行います。また、目標に合わせたサービスも提供します。

- 利用者負担のめやす（1か月につき）

要支援1	2,343円	栄養改善	207円
要支援2	4,368円	口腔機能向上（I）	155円

※送迎、入浴を含む

※食費、日常生活費は別途必要になります

利用者の目標に応じて次のサービスを組み合わせて利用することもできます。

栄養改善 管理栄養士などの指導で、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りなどをします。

口腔機能向上 歯科衛生士や言語聴覚士などの指導で、歯みがきや摂食・えん下機能向上の訓練などをします。

## 一時的に施設に泊まりたい

### 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

### 介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所している人へ、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。ショートステイはあくまでも在宅生活を継続していくためのサービスです。



#### ●利用者負担のめやす

##### 介護予防短期入所生活介護

###### 介護老人福祉施設

併設型・多床室の場合 〈1日につき〉

要支援1	466円
要支援2	580円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります

※ショートステイの利用日数は、認定の有効期間のおおむね半数です

## 有料老人ホームなどに入所してサービスを受けたい

### 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人へ、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

#### ●利用者負担のめやす 〈1日につき〉

要支援1	188円
要支援2	322円

※日常生活費は別途必要になります



## 地域の特性に応じたサービスもあります

### 介護保険で利用できるサービス

### 地域密着型サービス



住みなれた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じた地域密着型サービスがあります。必要とされるサービスが地域によって異なるため、原則として利用は市民に限られます。他の市区町村の人は利用できません。

【】内は、地域密着型介護予防サービスの名称です。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。
- 施設を利用した場合、食費、日常生活費、居住費などは別途必要になります。

## 通い・訪問・泊まりなど組み合わせて利用したい

### 小規模多機能型居宅介護

#### 【介護予防小規模多機能型居宅介護】

施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを提供します。



#### ●利用者負担のめやす 〈1か月につき〉

要支援1	3,564円
要支援2	7,202円
要介護1	10,804円
要介護2	15,878円
要介護3	23,097円
要介護4	25,492円
要介護5	28,107円

要支援1・2の人は利用できません

### 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通い・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを提供します。



#### ●利用者負担のめやす 〈1か月につき〉

要介護1	12,858円
要介護2	17,990円
要介護3	25,289円
要介護4	28,683円
要介護5	32,445円

## 地域の身近な施設に入所してサービスを利用したい

### 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の介護専用型特定施設で、食事・入浴・排せつなどの介護や、日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。



要支援1・2の人は利用できません

#### ●利用者負担のめやす（1日につき）

要介護1	561円
要介護2	631円
要介護3	704円
要介護4	771円
要介護5	843円

### 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、介護や日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。

要支援1・2の人は利用できません

#### ●利用者負担のめやす（1日につき）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	617円	617円	701円
要介護2	690円	690円	774円
要介護3	766円	766円	851円
要介護4	839円	839円	926円
要介護5	911円	911円	998円

●新規入所は、原則として要介護3以上の人方が対象です。

## ヘルパーさんに自宅を定期的に訪問してもらいたい

### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応を行います。

#### ●利用者負担のめやす（1か月につき）

介護、看護一体型事業所の場合

#### ◆訪問介護のみを利用

要介護1	5,675円
要介護2	10,129円
要介護3	16,818円
要介護4	21,275円
要介護5	25,729円

要支援1・2の人は利用できません

#### ◆訪問介護と訪問看護を利用

要介護1	8,280円
要介護2	12,935円
要介護3	19,744円
要介護4	24,339円
要介護5	29,487円

## 認知症の人を対象にしたサービスを利用したい

### 認知症対応型通所介護

#### 【介護予防認知症対応型通所介護】

認知症の人へ、食事・入浴などの介護や機能訓練などを日帰りで行います。

#### ●利用者負担のめやす (7時間以上8時間未満の場合)

単独型を利用する場合

要支援1	890円
要支援2	993円
要介護1	1,027円
要介護2	1,139円
要介護3	1,250円
要介護4	1,363円
要介護5	1,474円

### 認知症対応型共同生活介護

#### 【グループホーム】

#### 【介護予防認知症対応型共同生活介護】

認知症の人が共同生活する住居で、食事・入浴などの介護や機能訓練などを行います。

要支援1の人は利用できません

#### ●利用者負担のめやす（1日につき）

ユニット数1の場合

要支援2	782円
要介護1	786円
要介護2	823円
要介護3	847円
要介護4	864円
要介護5	883円

## 夜間もヘルパーさんに来てもらいたい

### 夜間対応型訪問介護

定期巡回または通報による夜間専用の訪問介護を行います。

要支援1・2の人は利用できません

●利用者負担のめやす  
オペレーションセンターを設置している場合

基本夜間対応型訪問介護	1,031円／月
定期巡回サービス	388円／回
随時訪問サービス	591円／回

## 施設に行って支援やリハビリを受けたい

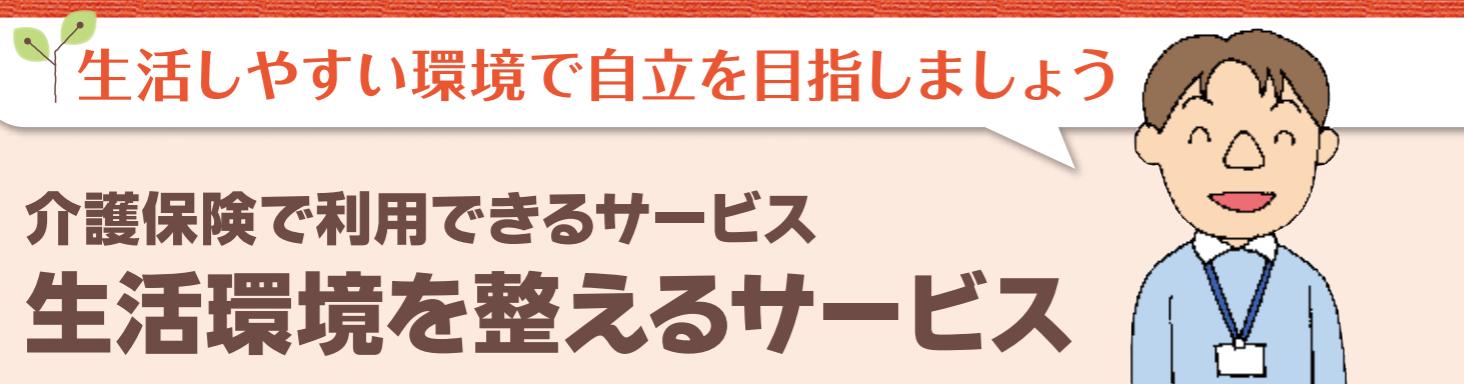
### 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。

要支援1・2の人は利用できません

●利用者負担のめやす  
(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	774円
要介護2	914円
要介護3	1,060円
要介護4	1,204円
要介護5	1,348円



## 介護保険で利用できるサービス 生活環境を整えるサービス

自立した生活を目指すために、福祉用具のレンタル（貸与）や購入費を支給するサービス、住宅の改修が必要な場合に、改修費を支給するサービスがあります。【】内は、介護予防サービスの名称です。

福祉用具を利用して自分でできることを増やしたい

### 福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

対象となる福祉用具	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
車いす（車いす付属品を含む）	×	●	●
特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）	×	●	●
床ずれ防止用具	×	●	●
体位変換器	×	●	●
手すり（工事をともなわないもの）	●	●	●
スロープ（工事をともなわないもの）	●	●	●
歩行器	●	●	●
歩行補助つえ	●	●	●
認知症老人徘徊感知機器	×	●	●
移動用リフト（つり具を除く）	×	●	●
自動排泄処理装置	▲*	▲*	●

次の福祉用具は、ケアマネジャーまたは福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することができます。

- 固定用スロープ
- 歩行器（歩行車を除く）
- 単点杖（松葉杖を除く）と多点杖
- 機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。
- 商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

- 利用できます
- ▲ 一部利用できます  
※尿のみを吸収するものは利用できます
- ✗ 原則として利用できません

### 特定福祉用具販売【特定介護予防福祉用具販売】

都道府県などの指定を受けた事業者から下記の福祉用具を購入した場合に、購入費が支給されます。

申請が必要です

※申請書は事業者が提出します

#### 要介護1～5

- 腰掛便座
- 自動排泄処理装置の交換可能部品

#### 要支援1・2

- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具
- 入浴補助用具
- 排泄予測支援機器

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう

福祉用具貸与の対象用具のうち次の福祉用具は購入することができます。  
●固定用スロープ

●歩行器（歩行車を除く）

- 単点杖（松葉杖を除く）と多点杖
- ◆利用者負担について
  - いったん利用者が全額負担します。あとで領収書などを添えて市区町村に申請すると、同年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に費用の9割、8割、または7割が介護保険から支給されます。
  - 都道府県などの指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

住みなれた家を暮らしやすい環境にしたい

### 住宅改修費支給【介護予防住宅改修費支給】

事前の申請が必要です

事前に市区町村へ申請したうえで、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給されます。申請は、ケアマネジャーまたは地域包括支援センターが行います。

#### ◆利用者負担について

- いったん利用者が改修費を全額負担しますが、20万円を上限に費用の9割、8割、または7割があとで介護保険から支給されます。
- 引っ越しの場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度給付を受けることができます。



要介護1～5

要支援1・2

#### 介護保険でできる住宅改修の例

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りにくい床材に変更
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 和式便器を洋式便器などに取り替え
- 上記の工事にともなって必要となる工事

#### 利用手続きの流れ

ケアマネジャーなどに相談

施工事業者の選択・見積もり依頼

市区町村へ事前に申請／市区町村による確認

工事の実施・完了／支払い

市区町村へ領収書などを提出

住宅改修費の支給

#### 申請に必要な書類

- 住宅改修費事前相談書
- 工事費見積書
- 住宅改修が必要な理由書  
ケアマネジャーなどが作成します
- 改修箇所の完成予定の状態がわかるもの  
日付の入った写真及び移動動線のわかる平面図
- 住宅の所有者の承諾書  
改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合

#### 提出に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書  
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの
- 完成後の状態を確認できる書類  
日付の入った改修後の写真を添付

※市区町村によって手続きのしかたが一部異なる場合があります



# 介護予防に取り組みましょう！

## 介護予防・日常生活支援総合事業を利用していくまでも自立した生活を

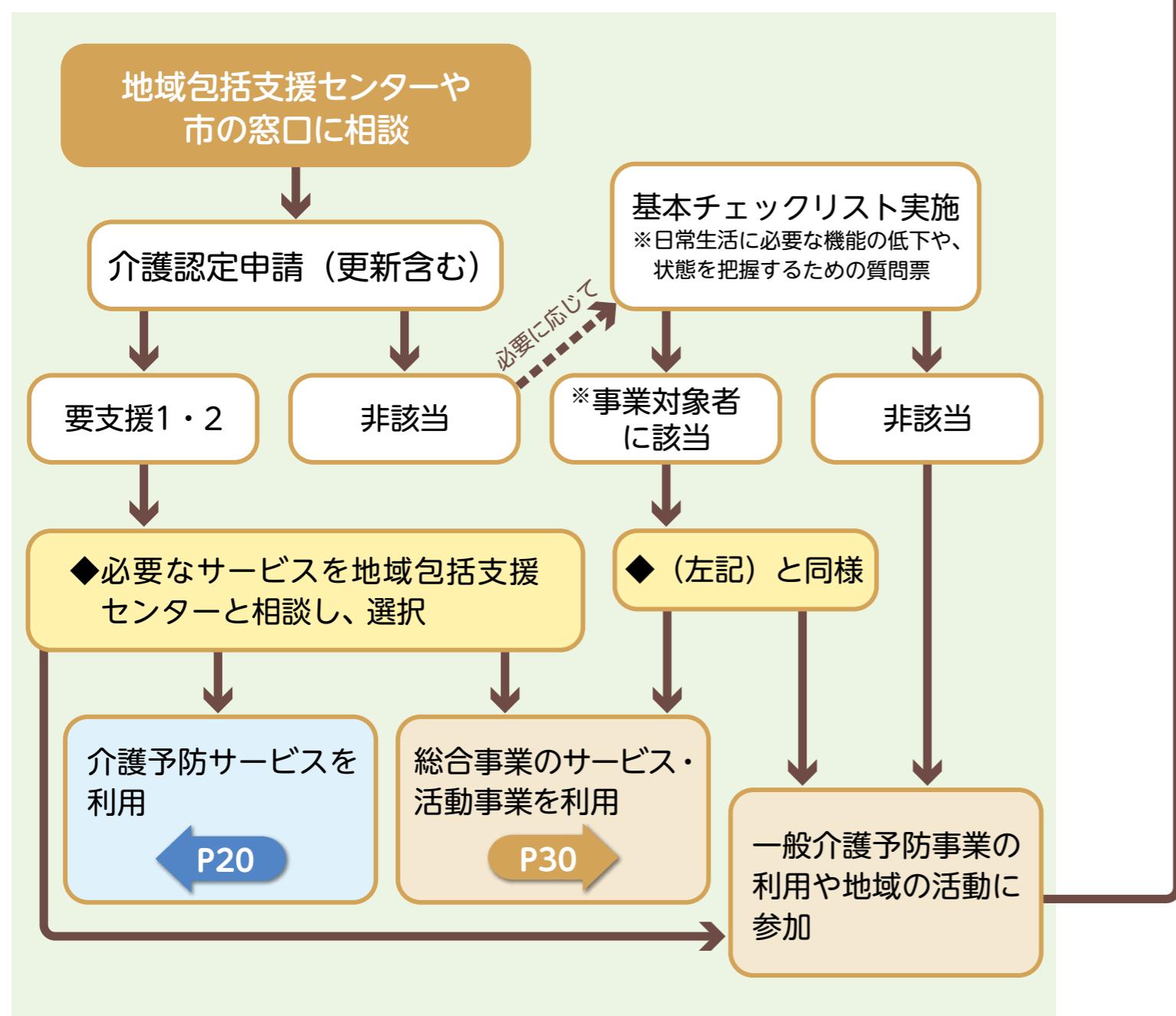


### 総合事業の目的

市区町村では65歳以上の人を対象とした「介護予防・日常生活支援総合事業」を行っています。

総合事業は、支援を必要とする高齢者の多様な生活支援のニーズを地域全体で支え、住み慣れた地域で暮らし続けられることを目的としています。

### サービス利用までの流れ（※市区町村ごとに違います）



### ※事業対象者

事業対象者は、「基本チェックリスト（25項目の簡易な質問票）」で一定項目に該当し、適切なアセスメントにより、介護保険サービスの利用が必要と認められる要支援者に相当する状態の人です。  
「基本チェックリスト」は、介護認定結果に応じて、ご本人の様子等を確認した上で実施します。

### 介護予防に取り組みやすい環境を整えます

#### 一般介護予防事業

利用できるのは

原則65歳以上のすべての人

#### 介護予防普及啓発事業

介護予防に関するパンフレット配布や講座・講演会を開催し、介護予防活動の重要性を周知します。



#### 地域介護予防活動支援事業

地域住民主体で行う介護予防活動の支援などを行います。

※重層的支援体制整備事業における地域づくり事業として実施

##### ●住民主体で行う介護予防活動

各グループの活動については、お住まいの地域包括支援センターへお問合せください。

##### ●「いきいき百歳体操」

おもりを手首や足首につけて行う6種類の簡単な体操です。体操に使用するおもり（1本200グラム）は、増やしたり減らしたりすることができるため、1人ひとりの状態や体力に合わせて無理なく足腰や肩の筋力が鍛えられます。

地域の方が主体となって「いきいき百歳体操」を活用した介護予防の取り組みを始められる場合には、その体操に必要な「おもり」の貸し出しやリハビリテーション専門職（理学療法士）等による支援を行います。





要支援1・2、事業対象者の人が利用できるサービスです

## サービス・活動事業

サービス・活動事業には、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。



自宅での生活の手助けをしてほしい

### ① 従前の介護予防訪問介護相当サービス(独自)

ホームヘルパーが訪問し、身体介護（食事、入浴、排せつなどの介助）や身体介護と併せて利用する生活援助（調理、洗濯、掃除など）のサービスを行います。

#### ●利用者負担（1割）のめやす

区分	対象	料金
週に1回程度	事業対象者・要支援1・2	1,226円／月
週に2回程度	事業対象者・要支援2	2,448円／月

※通院等乗降介助は利用できません

※加算により、利用者の負担額は変動します

### ② 訪問型サービス・活動A(緩和型)

家事等の生活援助が必要な人に対し、ホームヘルパー等（一定の研修受講者を含む）が訪問し、サービスを行います。訪問型サービス・活動Aは以下の2つの種類に分けられます。

※身体介護が不要な場合は①従前の介護予防訪問介護相当サービスではなく、②訪問型サービス・活動Aになります

#### ■訪問型サービス・活動A-1

シルバー人材センターが生活援助サービスを行います。

#### ●利用者負担（1割）のめやす

区分	対象	料金
週に1回程度 (月5回まで)	事業対象者・要支援1・2	211円／回
週に2回程度 (月10回まで)	事業対象者・要支援2	(1回あたり45分未満)

※加算により、利用者の負担額は変動します

#### ■訪問型サービス・活動A-2

指定訪問介護事業所が生活援助サービスを行います。

#### ●利用者負担（1割）のめやす

区分	対象	料金
週に1回程度 (月5回まで)	事業対象者・要支援1・2	245円／回
週に2回程度 (月10回まで)	事業対象者・要支援2	(1回あたり45分未満)

※加算により、利用者の負担額は変動します

※サービス種別や利用回数は、地域包括支援センター等が作成するケアプランにより決まります

施設に通って自立のために生活機能の維持向上を図りたい

### ① 従前の介護予防通所介護相当サービス(独自)

通所介護施設で食事や入浴などの介護等の日常生活上の支援や、生活機能の維持向上のために専門職による機能訓練などを日帰りで行います。

#### ●利用者負担（1割）のめやす

区分	対象	料金
週に1回程度	事業対象者・要支援1	1,847円／月
週に2回程度	事業対象者・要支援2	3,719円／月

※送迎、入浴を含む

※加算により、利用者の負担額は変動します

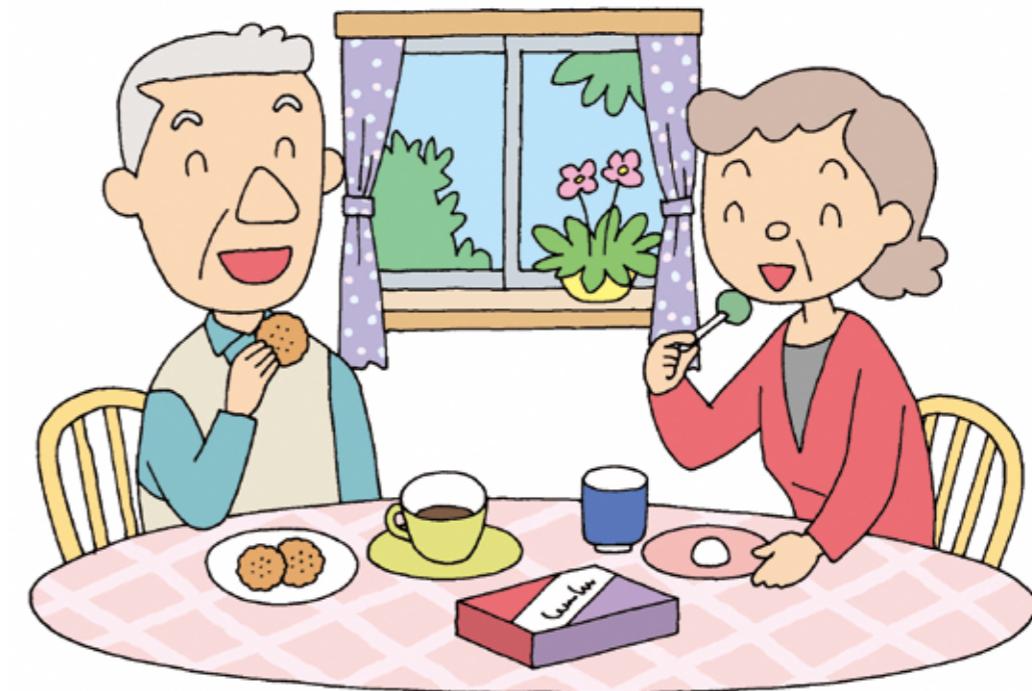
### ② 通所型サービス・活動A(緩和型)

閉じこもり予防や本人の自立が可能になるよう支援する通所サービスです。通所介護施設で運動やレクリエーションなどを行います。※食事や入浴などの介護や、専門職による支援が不要な場合は①従前の介護予防通所介護相当サービスではなく、②通所型サービス・活動Aになります

#### ●利用者負担（1割）のめやす

区分	対象	料金
週に1回程度 (月4回まで)	事業対象者・要支援1・2	438円／回
週に2回程度 (月8回まで)	事業対象者・要支援2	(1回あたり2～5時間程度)

※加算により、利用者の負担額は変動します

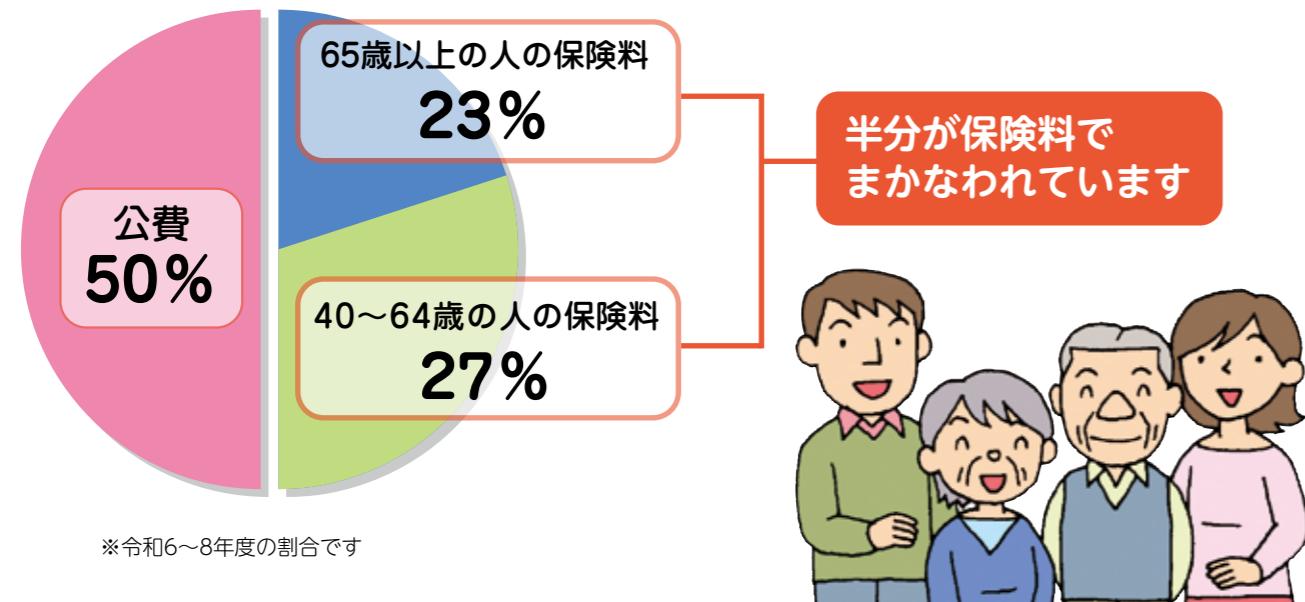


## みなさんが納める介護保険料について

# 介護保険はみんなが納める 保険料を財源としています

介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている介護保険料と公費を財源としています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

## 介護保険の財源（利用者負担分は除く）



### 保険料を滞納していると

保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

#### 1年以上滞納すると

サービスを利用したときの費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。

#### 1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることがあります。

#### 2年以上滞納すると

サービスを利用するときの利用者負担が引きあげられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

※災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることができ難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めに市区町村の担当窓口までご相談ください

## 65歳以上の人 (第1号被保険者) の場合

## 保険料の決め方と納め方

65歳以上の人の保険料は、市区町村で介護保険のサービスに必要な費用をもとに決められます。

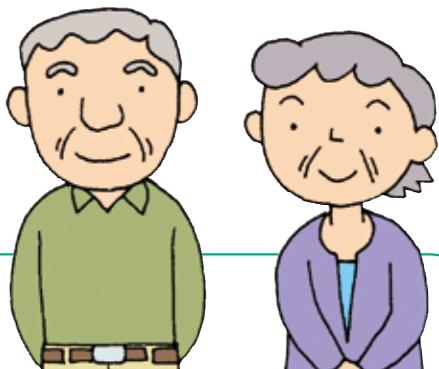
下記のように算出された「基準額」から、みんなの所得に応じて段階的に保険料が決定されます。

### 決め方

#### 基準額（月額）

$$\frac{\text{市区町村の介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{市区町村の第1号被保険者数}} \div 12\text{か月}$$

※市区町村によって必要となるサービスの量や65歳以上の人�数が異なるため、基準額も市区町村ごとに異なります



## 65歳になる年度の保険料について

65歳になった月（65歳の誕生日の前日がある月）から、第1号被保険者として保険料を納めます。

※翌年度以降、対象者は年金からの差し引き（特別徴収）に切り替わりますが、誕生日により開始時期は異なります

### 例

10月1日生まれ → 9月分から

10月2日生まれ → 10月分から



### ●64歳までの分

4月から、65歳になる月の前月までの分は、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料（介護保険分）から納めます。

〈例：10月2日生まれの人の場合〉

4月	5月	6月	7月	8月	9月	65歳	10月	11月	12月	1月	2月	3月
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

4~9月分は、年度末までの納期に分けて加入している医療保険の保険料から納めます。

10月～翌年3月分は、年度末までの納期に分けて、納付書で納めます。

### ●65歳からの分

65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、「介護保険料」として納付書で納めます。

## 納め方

保険料は原則として年金から納めます。受給している年金額等によって、保険料の納め方は、次の2種類に分けられます。

### 年金が年額18万円以上の人

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ差し引かれます。特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。

#### ■次のような場合、年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることができます

- ・年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- ・他の市区町村から転入した場合
- ・年度途中で年金（老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金）の受給が始まった場合
- ・収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- ・年金が一時差し止めになった場合
- .....など

### 年金が年額18万円未満の人

市区町村から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

#### ■保険料納付は口座振替が便利です

便利で安心な口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 印かん（通帳届け出印）



※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としができなかった場合は、納付書で納めることになります

### 40～64歳の人 (第2号被保険者) の場合

### 保険料の決め方と納め方

40～64歳の人の保険料は、加入している医療保険の算定方式により決まります。医療保険の保険料に介護保険分を合わせて納めます。

	国民健康保険に加入している人	職場の医療保険に加入している人
決め方	保険料は国民健康保険税（料）の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。	医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。
納め方	医療分と後期高齢者支援金分、介護分を合わせて、国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。	医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。 ※40～64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません

# 狭山市が行う助成制度など 介護保険以外の事業

## 狭山市で行っている助成制度 狹山市介護保険居宅サービス等利用者負担額助成金

### 介護（予防）サービス費の助成

世帯全員が市民税非課税の方、または生活保護に準ずるような生活実態にある方が、介護（予防）サービスを利用したとき、利用負担額の一部を助成します。

対象となる方	助成率
①世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方、または生活保護に準ずる生活実態にある方	1／2を助成
②世帯全員が市民税非課税で、上記①に該当しない方	1／4を助成

※住宅改修費、福祉用具購入費、居住費（滞在費）、食費、その他の保険外負担は含みません。高額介護サービス費控除後の額に助成します

### 心身障害者利用負担の助成

重度の心身障害者が訪問看護サービス及び介護医療院サービスを利用した場合、該当サービス利用負担額の全部又は一部を助成します。

対象となる方
●身体障害者手帳1・2・3級の方
●県の療育手帳制度に基づくⒶ・Ⓑ・Ⓒの方
●高齢者の医療の確保に関する法律により医療の給付を受けることができる方の内、一定以上の障害を有する方
●精神障害者保健福祉手帳1級の方
※手帳交付日現在65歳以上で、新規に障害者手帳を取得された方は対象となりません

対象サービス	助成内容
訪問看護サービス	全額助成
介護医療院 サービスの一部	市民税非課税の方 全額助成
	市民税課税で合計所得金額210万円未満の方 3／4を助成
	市民税課税で合計所得金額210万円以上の方 1／2を助成

※居住費、食費、その他の保険外負担は含みません。高額介護サービス費がある場合、助成額が変わります

### 紙おむつの給付制度

在宅の要介護高齢者に、排泄介助に必要な紙おむつを給付します。なお、施設に入所している方や入院中の方、狭山市に住民票がない方や住民票があつても現に居住していない方は対象となります。

対象となる方	費用	原則給付額の1割を負担 (給付限度額あり)
65歳以上で要介護・要支援の認定を受けており、常時失禁状態である方		

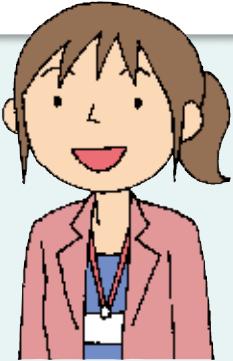
※ケアマネジャーまたは地域包括支援センターを通じて申請してください



みんなの生活を支える相談窓口です

# 地域包括支援センターを利用しましょう

地域包括支援センターは、みなさんが住みなれたまちで安心して暮らしていくために、必要な援助・支援を行う地域の総合相談窓口です。保健師等・社会福祉士・主任ケアマネジャーが、みんなの生活を支える役割を担っています。



ご相談ください



## 総合相談支援

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療、生活に関する相談など困ったことがあればご相談ください。  
※相談は無料です

自立した生活ができるよう支援します



## 介護予防ケアマネジメント

支援や介護が必要となるおそれの高い人が自立して生活できるよう、介護予防の支援をします。  
●要支援1・2と認定された人のサービス・活動事業の利用を支援 など

みんなの権利を守ります



## 権利擁護

みんなが安心して暮らせるように、みんなの持つさまざまな権利を守ります。虐待を早期に発見したり、成年後見制度の紹介や、消費者被害などに対応します。

地域のネットワークをつくり、みんなを支えます



## 包括的・継続的ケアマネジメント支援

暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークをつくり調整します。また、ケアマネジャーの支援も行います。

## お問い合わせ・相談先

**狭山市役所 介護保険課 ☎04-2953-1111(代表)**

介護保険課 認定担当直通 ☎04-2941-4892

介護保険課 管理・保険料担当直通 ☎04-2941-5609

受付時間：土・日曜日、祝日、年末年始を除く 8時30分～17時15分